◇**地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律**（法律第七二号）（環境省）

1　この法律は、生物の多様性が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることの重要性にかんがみ、地域における多様な主体が有機的に連携して行う生物の多様性の保全のための活動を促進するための措置等を講じ、もって豊かな生物の多様性を保全し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　この法律において「生物の多様性」とは、生物多様性基本法第二条第一項に規定する生物の多様性とすることとし、「地域連携保全活動」とは、生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものとすることとした。（第二条関係）

3　主務大臣は、地域連携保全活動基本方針を定めなければならないこととした。（第三条関係）

4　市町村は、地域連携保全活動基本方針に基づき、地域連携保全活動計画を作成することができることとし、特定非営利活動法人等は、市町村に対し、当該計画の案の作成についての提案をすることができること及び当該計画に記載する事項に自然公園法等の許可等に係る行為が含まれる場合には、環境大臣又は都道府県知事に協議しその同意を得なければならないことその他計画の作成に必要な手続を定めることとした。（第四条関係）

5　市町村は、地域連携保全活動協議会を組織することができることとした。（第五条関係）

6　地域連携保全活動実施者が、国立公園等の区域内において地域連携保全活動計画に従って行う行為については、自然公園法等の許可等を不要とする特例を設けることとした。（第六条～第一一条関係）

7　国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うこととし、環境大臣は、国立公園の特別保護地区等の土地を国民、民間の団体又は事業者から寄附により取得した場合には、当該土地における生物の多様性の保全について、当該寄附をした者の意見を聴くこととした。（第一二条関係）

8　地方公共団体は、地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う体制を、確保するよう努めることとした。（第一三条関係）

9　国及び地方公共団体は、地域連携保全活動に関し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めることとし、国、地方公共団体及び地域連携保全活動支援センターとしての機能を担う者は、地域連携保全活動の円滑な実施が促進されるよう、必要な情報交換を行うなどして相互に連携を図りながら協力するよう努めることとした。（第一四条関係）

10　この法律における主務大臣は、環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣とすることとした。（第一五条関係）

11　この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇**戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法の一部の施行期日を定める政令**（政令第二三九号）（厚生労働省）

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二二年法律第四五号）第一三条の規定の施行期日は、平成二二年一二月一五日とすることとした。

法律

法律第六十九号

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣　菅　直人

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「当月分」を「日」に、「前月分」を「日の前日」に改める。

第三条中「当月分」を「日」に改める。

第四条中「、除名の場合又は死亡した」を「又は除名の」に、「当月分」を「日」に改め、同条に次の一項を加える。

2　議長、副議長及び議員が死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二　第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第十一条中「第六条まで」の下に「（第四条の二を除く。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。

附則第十四項中「当分の間、」を削り、「以降」を「から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十九号）の施行の日の属する月の前月分まで」に改める。

附　則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

総務大臣　片山　善博

内閣総理大臣　菅　直人

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年十二月十日

内閣総理大臣　菅　直人